

令和5年度に係る自己点検・評価（施設及び設備（全般）関係）の報告書

令和6年9月2日
大学経営戦略会議

1. はじめに

本件は、岡山大学内部施設保証規規則（令和3年岡大規則第19号）に基づき実施したし施設及び設備（全般）に関する点検及び評価の結果を報告するものである。

2. 実施体制・手順

キャンパス将来構想検討委員会は、内部質保証に関する推進責任者である理事（財務・施設担当）の下、自己点検・評価の実施方針に定める施設及び設備（全般）に関する観点のうち、令和5年度を実施対象とする5項目について、点検・評価を実施した。

具体的には、①外灯や防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮がなされているか、②施設のバリアフリー化について、障がいのある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされているか、③関係者（教職員、学生、施設利用者等）からの意見聴取の結果に基づく改善が行われているか、④施設・設備の安全・管理対策について適切に実施されているか、⑤中期計画に記載された事項が順調に進捗しているかについて、令和5年度の実施結果をもとに、適切な状態か、改善を要する事項等がないかを点検・評価した。

3. 総括

令和5年度に係る自己点検・評価（施設及び設備（全般））の結果、**（本学の防犯及び安全管理上の記載が含まれているため、割愛します。）**安全・防犯面への配慮は注意が必要であると評価した。

それ以外の②～⑤の実施状況については、改善を要する事項や注意が必要な事項に該当するものはなく、適切に実施されていると判断する。

4. 前年度の点検・評価の結果、確認された改善を要する事項（前年度の点検・評価実施時点で対応済のものを除く。）の対応状況

前年度の点検・評価の結果については、改善を要する事項は注意が必要な事項に該当する項目はなかったことから、該当なし。

5. 点検・評価の結果、確認された改善を要する事項のうち主要なもの

該当なし。

6. 点検・評価の結果、確認された全学での検討が必要な課題のうち主要なもの

該当なし。

7. 点検・評価の結果、「注意が必要」とした事項に対し、維持・向上させるための活動計画のうち主要なもの

老朽化した監視カメラについては、全学的な計画の下に更新を図っていく。

8. 点検・評価の結果、優れた成果が確認できる取組のうち主要なもの

該当なし。